

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1 市全体に関する事項

(1) 文化財の保存活用の現況と今後の方針

本市には、国指定の史跡^{おだわらじょうあと}小田原城跡をはじめ、国指定の文化財8件、県指定の文化財25件、市指定の文化財116件、合計149件の指定文化財が指定されているほか、国の登録有形文化財として29件の建造物が登録されている（令和6年（2024）11月現在）。

これらの指定文化財等は文化財保護法、神奈川県文化財保護条例、小田原市文化財保護条例等の関連法令に基づき、適切な保存管理を行い、所有者や管理者と連携した修理、整備などの保存活用の措置を講じている。また、これらは小田原の歴史的資源の核となるため、文化財建造物公開事業や遺跡講演会、見学会、各種イベント等を通して公開と活用を行うとともに、案内板や説明板を整備し、冊子や案内パンフレットを作成するなど、市民、研究者、観光客への周知に努めている。

本市ではすでに平成23年度（2011）に『小田原市歴史的風致維持向上計画（第1期）』を策定し、城下町、そして宿場町であった小田原の歴史的経緯を反映するかたちで、歴史的風致や重点区域を定め、事業展開することを通じ、未指定の文化財の把握にも取り組んできた。

一方で、改正文化財保護法が平成31年（2019）4月に施行されたことにより、少子高齢化を背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であることを踏まえ、指定するまでには至らないが、地域の宝ともいえる未指定の文化財も含めた文化財を総合的に把握し、まちづくりや観光にも効果的に活用することが求められることとなった。

今後は、第2期である本計画を推進していくと同時に、改正文化財保護法の主旨に基づき、市内全域を対象とした『小田原市文化財保存活用地域計画』の策定を目指す。

そのために、指定文化財については、継続して適切な保存管理と、必要な修理、整備を進める一方、未指定の文化財については、小田原市文化財保護委員会の指導と助言を踏まえ、必要に応じて指定等を行っていく。

また、本計画における支援措置のほか、今後は、市域全域を網羅できるような地域別の多様な文化財の資料調査に努める。そのうえで、それぞれの文化財単体ではなく、景観法や建築基準法による制限の緩和等の制度と連携しながら周辺環境も含めた一体的な保存活用の方策や、必要に応じた支援施策の検討を進める。さらに、周辺環境の整備にあわせ、回遊性の向上にも努めていく。

本市では、令和2年（2020）4月1日に「小田原市文化によるまちづくり条例」を施行した。この条例では、市民が文化の振興により心豊かに暮らしていくまちの実現及び文化による魅力と活力あふれるまちの実現に寄与することを目的とし、市は文化資源を適切に保存し、磨きをかけ、活用することにより、小田原の文化の後世への継承と発展に寄与するための施策を講ずるものである。これにより、将来にわたるまちの活性化や持続的な発展のため文化によるまちづくりに取り組んでいく。

文化財の保存活用は、行政だけでなく、市民や活動団体等が主体的な役割を担うことが重要である。このことから本市は、文化財の所有者や管理者等と連携を図り、市民が積極的に文化財の保存活用に参加できるような体制づくりに努めるとともに、市民1人1人が小田原の歴史的風致への認識を深め、小田原への愛着を持ち、文化財を大切にする気持ちが育まれるよう一層の普及啓発のための情報発信に努めていく。

また、本計画にかかる水産業や木工業、農業などについても、普及啓発のための情報発信に努める。これにより、市民の意識が醸成され新たな担い手の確保など、後世への継承が促される。後世への継承にあたっては、必要に応じた支援施策の検討を進める。

以下は、本計画における歴史的風致の維持向上に資する文化財の中から、主となる有形文化財のうち建造物、記念物のうち史跡、民俗文化財のうち無形の民俗文化財について、種別ごとに保存活用の現状と今後の方針を定める。

＜建造物＞

本市には、県指定の文化財5件、市指定の文化財11件のほか、国の登録有形文化財が29件、合計45件の指定文化財等の建造物がある。また、本市独自の制度として、小田原ゆかりの優れた建造物4件を認定している（令和6年（2024）11月現在）。これらは、神社仏閣や石造物のほか、旧城下町や国府津^{こうづ}など市内に所在する別邸や民家、商家などからなる。

指定や登録がされている建造物のうち、市所有の建造物は原則公開し、市民や来訪者に小田原の歴史文化に触れる機会を提供しており、小田原宿なりわい交流館など一部は、管理する市民団体等により活用が図られている。民間所有の指定文化財等の建造物も、店舗等に活用が図られているものや公開に協力いただいているものがある。しかし、老朽化等が進み維持が困難なことにより、公開及び活用に課題がある建造物も認められる。

このほか、市内には築50年以上を経過し、歴史的風致の維持向上に寄与している歴史的建造物も多くある。歴史的建造物の利活用については、本市の歴史的資源として

着実に保全するとともに、多くの人々が訪れ、利用していただくことで、小田原の豊かさを実感し、その魅力がさらに高められることが期待される。そのためにも市内の歴史的建造物のさらなる把握に努めるとともに、所有者や管理者等と連携を図り、必要に応じて保全を図るとともにその活用にも努めていく。

<史跡>

本市には、国指定の史跡である小田原城跡^{おだわらじょうあと}、石垣山^{いしがきやま}、江戸城石垣石丁場跡^{えどじょういしがきいしちようばあと}の3件があるほか、県指定1件、市指定11件、合計15件の指定史跡がある。これらは、小田原城に関連するほか、古代から近代までの様々な史跡からなる。このほか、未指定ではあるが小田原の豊かな歴史の証であるものが数多く存在する。

国指定の史跡は、文化財保護法に基づき各種事業を通じて保存活用を図っているほか、県及び市指定史跡についても説明板と標柱による周知が図られており、ガイドマップなどでも紹介している。特に小田原城跡^{おだわらじょうあと}は、従来の計画を大幅に見直した『史跡小田原城跡保存活用計画』^{おだわらじょうあと}に基づき保存活用を進める。

<無形の民俗文化財>

本市には、国の重要無形民俗文化財の相模人形芝居^{さがみにんぎょうしばい}（下中座）^{しもなかざ}のほか、県指定2件、市指定3件、合計6件の無形の民俗文化財がある。

民俗芸能や祭礼行事、年中行事などといった無形の民俗文化財は、小田原地域の生活の中で生まれ、日常の習俗や行事等とも密接な関係を持ち、地域の人々の地道な努力により大切に今も伝わっているものである。これらを後世に継承していくため、指定の無形の民俗文化財については、今後もその活動の担い手育成や活動に必要な用具等の修繕助成など必要な支援措置を講じる。

一方、未指定の無形の民俗文化財は、担い手の現状や活動状況等の把握に努めてきたものの、総合的な把握はこれからの課題である。また、少子高齢化による後継者不足により活動が途絶える危機にある活動団体もある。継承している活動団体等の意向を尊重しつつ、活動を記録するとともに、今後も活動を継承していくための支援策を検討していく。また、それらの活動についての積極的なPRを図り、多くの人にその魅力を発信することにより、活動の活性化や担い手の確保を促していく。

（２）文化財の修理（整備）に関する方針

文化財のうち有形文化財は、経年劣化や自然災害等の外的要因により、毀損や滅失の恐れもあることから、日常の維持管理を含めた予防対策と、毀損した場合の適切な

修理が非常に重要である。このため、文化財所有者や管理者等へは定期的に連絡を取り、管理及び保存状況を確認するとともに、修理や整備が必要な場合は、適切な助言や、補助制度などを活用した支援措置などを講じながら慎重に進めるものとする。

特に指定文化財等の修理や整備に際しては、文化財保護法や県、市の文化財保護条例に基づく現状変更許可等の規定を遵守するとともに、文化庁や神奈川県教育委員会などの関係機関と連携し、文化財の価値を損なわないように努める。また、必要に応じて過去の記録調査などの活用や新たな調査研究を実施するとともに、小田原市文化財保護委員会等の有識者の意見を得ながら、それらの知見を踏まえた総合的な整備を図る。

（３）文化財の保存活用を行うための施設に関する方針

本市には、歴史・考古・民俗資料を総合的に収蔵し展示する拠点施設である小田原市郷土文化館をはじめ、小田原城の歴史を紹介し関連資料を収蔵し展示する小田原城天守閣、郷土資料等を収蔵する中央図書館、二宮尊徳関係資料を収蔵し展示する尊徳記念館、小田原にゆかりのある文学者の写真や資料を収蔵し展示している小田原文学館、さらには小田原市郷土文化館の分館である松永記念館がある。また、文化財整理室など埋蔵文化財収蔵施設がある。

これらの施設の中には、お だ わらぶんがくかん 小田原文学館、まつなが き ねんかんほんかん 松永記念館本館など歴史的建造物を活用したものもある。これらの施設は、展示やイベントの開催等を通じて、多くの人々が小田原の歴史文化を認知し体感できる機会を提供している。

なお、小田原市郷土文化館については、平成 29 年（2017）に制定された『小田原市博物館基本構想』に基づき、その移転について検討を進めているところである。

このほか、多数の文化財の価値を説明する案内板や解説資料等の公共案内サインを整備し充実を図るとともに、点在する文化財を結ぶ散策及び回遊ルートの設定、休息施設（ポケットパーク等）の整備を一体的に進めていく。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の保存活用は文化財単体のみではなく、周辺環境と一体的に図られるべきものであり、都市計画法や景観法等の他法令との連携が不可欠である。

本市では、既に都市計画法に基づく高度地区（用途地域で建築物の高さ制限 10m を定めている第一種低層住居専用地域を除く市街化区域全域）の指定による建築物の高さや、景観法とそれに基づく景観計画による建築物の意匠や色彩などのコントロールを図っている。特に本計画の重点区域内は、景観計画の重点区域指定を通じ、重点的

に景観誘導を図っていく。また、歴史的風致の維持向上を図ることによる良好な市街地環境の形成が必要となる地域において、歴史的建造物の利活用を図る場合は、用途地域による制限に関わらず、地域の歴史的風致にふさわしい建物用途や規模等を定め、整備が可能となる歴史まちづくり法及び都市計画法に基づく歴史的風致維持向上地区計画制度の検討、用途地域による制限に適合しない建物用途での利活用を可能とする建築基準法第48条の規定に基づく許可の取得、歴史的・文化的な価値が損なわれる改修を必要とする規定を適用除外とすることができる同法3条第1項第3号の規定に基づく条例の運用を進め、文化財の周辺環境の保全を図るものとする。

また、本計画に基づき整備を図る施設は、文化財とその周辺環境や景観との調和を図るものとする。そのため具体の整備にあたっては、本市独自の仕組みである景観評価員による建築・土木事業に対するデザイン協議の仕組みを活用し、事業の質をより高める景観誘導を目指す。

さらに、史跡^{おだわらじょうあと}小田原城跡については、『小田原市緑の基本計画』との整合を図りながら、適切な植栽管理を実施するほか、歴史的建造物と一体となり景観を形づくっている邸園や、神社仏閣に残る巨樹、古木については、所有者や管理者等と連携してこれらの環境保全に努める。

（５）文化財の防災に関する方針

本市において災害が発生した場合の文化財保護の基本的事項は、『小田原市地域防災基本計画』に位置付けており、詳細は所管においてマニュアルを作成するとともに、防災訓練等の実施により、危機管理に努めている。

文化財のうち有形文化財や記念物（史跡等）については、火災や自然災害等により毀損、滅失する恐れがあるため、個別の文化財ごとに防災対策を検討し、被災リスクの軽減を図ることが求められる。

防火対策としては、消防法で義務づけられている自動火災報知器や消火設備などの防災設備を設置する。また、日常から文化財の防災に対する意識を向上させるため、文化財所有者に管理の状況が確認できるチェックリストを配布し、点検を促す。さらに、発生時に迅速な消火体制がとれるよう、年に1度の文化財防火デーに合わせて、所有者、管理者、消防が一体となった消火訓練、防火指導を実施する。

地震対策としては、指定文化財等の建造物を優先しながら耐震診断を進め、可能な限り耐震補強工事の実施に努める。

防犯対策としては、指定文化財等に防犯カメラなど防犯設備の設置を推奨するほか、所有者の防犯に対する意識向上を図る。

なお、近年は水害により有形文化財が毀損、滅失する可能性も少なくない。被災の場合を想定し、平常時から県や近隣自治体との連携を図り、迅速に文化財を救出し保全できる体制づくりに努める。不幸にも、文化財が被災してしまった場合は、その後の復旧や防災対策に役立てるため、被災履歴を記録する体制を整える。また、風水害により、巨木の落下や倒木による被害も想定されるため、災害時の対応はもとより、史跡小田原城跡^{おだわらじょうあと}などについては、定期的に樹木等の点検と管理をするほか、神社仏閣等の指定天然記念物についても樹木医が巡回するなど予防にも努める。

文化財の公開事業、とりわけ無形の民俗文化財における活動は、感染症拡大防止に努めなければならない。令和元年度（2019）に発生した新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対策においては、無形の民俗文化財となっている各団体へ注意喚起をしたところ、イベント等への出演延期や祭礼等の行事を中止するものがあり、一方で、消毒薬の配備をはじめとする対策を講じたうえで開催したものもある。今後も、国や県の見解を踏まえ、その動向を注視しながら無形の民俗文化財の活動団体や市民等の安全を第一に適切に対応する。

（６）文化財の保存活用の普及・啓発に関する方針

歴史的風致の維持向上を推進していくためには、市民等が歴史的風致を構成する主要な要素である文化財を将来にわたって大切に継承するという意識を持つことが重要であり、そのための継続的な普及・啓発活動に取り組むことが求められる。

文化財の所有者に協力いただき、観光ボランティア等との連携による文化財建造物の公開事業をはじめ、まち歩き、遺跡の見学会や講演会等を積極的に実施することにより、市民の文化財保護への意識向上を図る。加えて、文化財の普及・啓発活動に取り組む NPO 法人等との連携を強化し今後もこうした取組を推進する。

また、案内板や説明板の整備、冊子やパンフレットの作成、ホームページの工夫などを通して、誰もが気軽に文化財の存在を感じることができる環境づくりを進める。さらに、文化財の所在する地域やテーマごとに回遊できるパンフレットを充実させて活用することなどにより、個々の文化財を関連づけたストーリー性のある事業実施に努める。

（７）埋蔵文化財の取扱いに関する方針

地域の貴重な歴史資産である周知の埋蔵文化財包蔵地（以下、「遺跡」）は、本市には 280 ヶ所存在する（令和 2 年（2020）6 月 30 日現在）。これらの遺跡については、文化財保護法に基づいた埋蔵文化財の所在状況の把握を行う必要がある。

そのため、事業者が遺跡内で開発行為や建築行為等を行う場合には、事前に文化財課との調整を行うよう指導をしているほか、文化財課・開発審査課・建築指導課等が緊密に連携し、事業者と調整を図りながら遺跡の保存活用に必要な措置を講じる必要がある。その手続きについては、神奈川県教育委員会の指導と助言を得ながら、文化財保護法及び県条例や市要綱などに基づいて継続的に実施する。

また、周知の遺跡の外において実施される開発行為等についても、事業者や関係部局の協力を得ながら、未発見の埋蔵文化財の事前把握に努める。

なお、本市は中世以来の都市遺跡が所在し、近世も城下町及び宿場町として地域の中心地であった。このことから近世以降の遺跡の把握にも積極的に努めていく。

（８）文化財の保存活用に係る体制と今後の方針

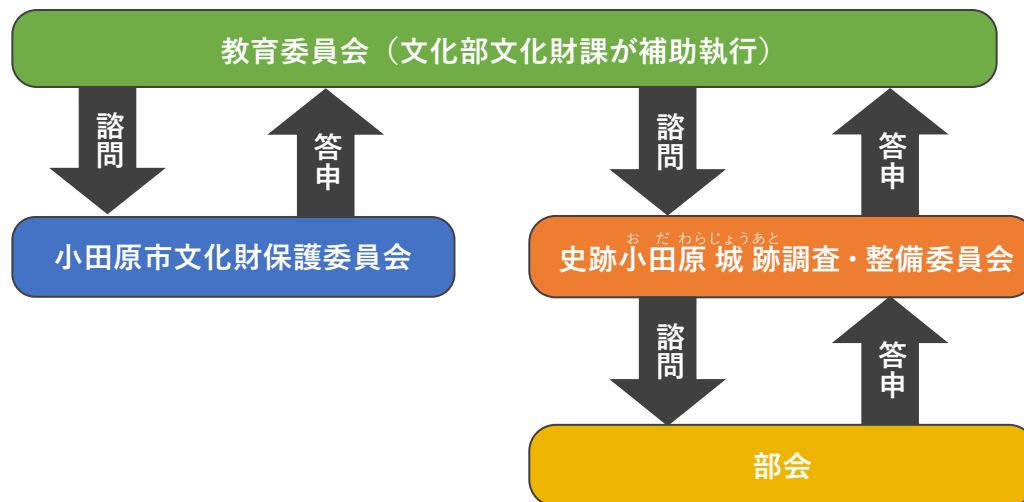
本市では平成 23 年（2011）4 月、市長部局と市教育委員会が掌握している文化・芸術に係る事務の統合を図り、歴史・文化資産を活用した文化振興施策を振興するため文化部が創設された。これに伴い、文化財行政に関する事務は、教育委員会の職務権限であるが、市長部局文化部文化財課が補助執行している。平成 31 年（2019）4 月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 14 号が改正施行され、文化財行政に関する事務は、条例により首長への権限移管も可能となったが、本市では前述の体制を継続している。

文化財課には、事務職員 6 人、考古分野等専門職員 8 人を配置している（令和 2 年（2020）12 月現在）。

また、文化財行政に係る市教育委員会の諮問機関として、小田原市附属機関設置条例（昭和 54 年（1979）小田原市条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき、小田原市文化財保護委員会が設置されている。委員は、文化財に関する学識経験のある者のうちから市教育委員会が委嘱し、現在 10 人で構成されている。委員の専門分野の内訳は、歴史（考古）1 人、歴史（中世）1 人、歴史（近世）1 人、歴史（近代）1 人、民俗 1 人、美術（絵画）1 人、建築 1 人、城郭 1 人、自然科学 2 人である。委員会では、小田原市文化財保護委員会規則第 2 条に基づき、文化財の保存活用について市教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申していく。

さらに、史跡小田原城跡おだわらじょうあとの保存活用に関しては、小田原市附属機関設置条例（昭和 54 年（1979）小田原市条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき、史跡小田原城跡調査・整備委員会おだわらじょうあとが設置されている。委員は、小田原市文化財保護委員会の委員を含む、学識経験者等おだわらじょうあとからなり、現在 11 人で構成されている。委員会では、史跡小田原城跡調

査・整備委員会規則第2条に基づき、史跡小田原城跡^{おだわらじょうあと}の整備に関する事項につき、市教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申していく。このほか、平成30年（2018）に史跡小田原城跡^{おだわらじょうあと}保存活用計画策定部会を置き、令和3年（2021）に『史跡小田原城跡^{おだわらじょうあと}保存活用計画』を策定した。



5-1 文化財の保存と活用に関わる体制

（9）文化財の保存活用に資する各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市の文化財の保存活用を進めていくには、本市をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しい。本市には、文化財の保存活用に資する地域活動に取り組んでいる市民団体や NPO 法人等が数多くあり、地域に根付いた伝統行事等の活性化や文化財を学び知る機会の増加に寄与している。さらに、民俗芸能など文化財の保存活用に取り組んでいる団体もある。これまでもこれら各種団体と情報を共有し、連携してきたところではあるが、さらに連携を強化し、課題解決のための方策を検討し、官民協働による文化財の保存活用の体制づくりに努める。

以下に、本市の文化財の保存活用に資する主な市民団体や NPO 法人等を列記する。

5-2 本市の文化財の保存活用に資する主な団体の一覧

名称	関係する 歴史的風致	活動概要
NPO 法人 小田原ガイド 協会	全体	本市及びその周辺の自然・歴史・文化を観光客や市民に紹介し、観光振興と文化の継承に寄与し、地域の発展に貢献することを目的に活動している。
NPO 法人 小田原まちづ くり応援団	全体	おだわら千年蔵構想の実現と展開を目指し、多様な主体と連携しながら、まちづくりや特定非営利活動に係る調査研究・政策提言活動および情報発信・学習交流活動に関する事業等を行い、地域に眠っている宝物を活かした小田原らしいまちづくりの進展を目指し活動を展開している。 相模湾沿岸地域一帯に多く残る邸宅・庭園や歴史的建造物を、新たな文化発信や、地域住民と来訪者による多彩な交流の場として保全活用し、地域の活性化につなぐ取組である神奈川県邸園文化圏再生構想と連携を図っている。
小田原民俗芸 能保存協会	全体	小田原地方の民俗芸能を保存し、普及並びに後継者の育成に努めるとともに、民俗芸能保存団体の連絡協調を図ることを目的に、会の趣旨に賛同する民俗芸能団体により活動を行っている。 若手後継者の日ごろの鍛錬の成果を発表する場として、また、民俗芸能の普及啓発のため、毎年1回、後継者育成発表会を主催している。
街かど博物館 館長連絡 協議会	全体	地場産業の伝統や魅力を後世に伝えることを目的に活動をしている。 かまぼこ、干物、木工など地場産品を取り扱う老舗を「街かど博物館」として認定し、各館を巡るまち歩きツアーを年に5回程度実施している。
石造物調査会	全体	本市の歴史の掘り起こしを目的に、市民ボランティアが参画し、市内の石造物の調査、研究に関する活動を行っている。
小田原祭囃子 連絡協議会	全体	市内各地域にある小田原囃子の保存会等 23 の団体から結成される協議会で、保存会相互で情報交換や、次世代への継承活動を行っている。
小田原史談会	全体	小田原地方を中心とする郷土の歴史を学び、会報『小田原史談』を発行するなど先人の歩みを後世に伝えていく活動を行っている。
一般社団法人 小田原市観光 協会	全体	小田原市の自然、歴史・文化、産業などの恵まれた地域資源を活かして観光振興を図り、その魅力を広く内外に発信することにより交流人口を拡大し、地域経済の活性化に寄与することを目的に活動している。 小田原北條五代祭りや小田原ちょうちんまつり、小田原梅まつりなど、歴史的風致に関係の深い活動を担っている。
銀座・竹の花 周辺地区街づ くり協議会	①	東海道と甲州を結ぶ沿道に形成された商人町である銀座・竹の花周辺地区において、専門店型店舗が立ち並ぶ特長を最大限活かし、地域の活性化を目指して活動している。
小田原蒲鉾協 同組合	②	小田原蒲鉾の品質の維持向上、周知啓発を目的に、技術基準の設定や技術研修のほか、イベント開催や参加等の活動を行っている。

本市の文化財の保存活用に資する主な団体の一覧

名称	関係する 歴史的風致	活動概要
小田原ひもの 協同組合	②	小田原ひものの品質の維持向上、普及啓発を目的に、商標登録のほか、イベントへの参加、小学校等での食育事業等の活動を行っている。
小田原かまぼ こ通り活性化 協議会	②	小田原かまぼこ通り周辺の蒲鉾をはじめ飲食などを営む者、地域住民等が中心となり、地域の活性化に向けた総合的な観点からのまちづくり活動を行っている。
小田原地魚 大作戦協議会	②	小田原漁港周辺の鮮魚、飲食、卸業を営む若手水産関係者が中心となり、小田原の地魚を活用した食の商品開発と地域の活性化に取り組んでいる。
小田原茶道 連盟	③	茶道文化の由緒深い小田原で活動する団体で、昭和 55 年（1980）に結成された。表千家、裏千家、煎茶道東阿部流の 3 流派で構成され、日本の伝統文化のひとつである茶道の普及、次世代への継承等の活動を行っている。
NPO 法人おだ わら名工舎	③	伝統工法に通じた職人の育成、技術の継承、及び歴史的建造物の維持保全、活用の推進に関する事業を実施している。
小田原箱根 伝統寄木協同 組合	④	小田原及び箱根に根付く寄木細工の品質の維持向上、周知啓発を目的に、商標の登録や運用等の活動を行っている。
小田原梅 ブランド向上 協議会	⑤	小田原の梅の生産技術向上や小田原オリジナル品種である十郎梅の魅力創出や認知度向上等のブランド化等の活動を行っている。
小田原柑橘 倶楽部	⑥	片浦レモンやみかんを使った加工品の企画販売を中心に、地元の農家と商工業者を繋げながら、農商工連携による地域活性化を推進している。
二宮尊徳いろ りクラブ	⑦	尊徳生家の良好な管理を図るとともに、生家の重要性や文化財的な価値等についての一般の理解を深めることを目的に、おだわら市民大学である報徳塾を卒業した方々により結成されたボランティア活動団体である。生家の定期的な煙燻蒸を行うとともに、観覧者に対する説明や案内などを行っている。

関係する歴史的風致の凡例

- 歴史的風致① 小田原旧城下町と祭礼にみる歴史的風致
- 歴史的風致② 旧千度小路周辺と早川の水産業にみる歴史的風致
- 歴史的風致③ 板橋と南町の別邸文化に由来する営みにみる歴史的風致
- 歴史的風致④ 早川周辺の木工業にみる歴史的風致
- 歴史的風致⑤ 曾我の梅栽培にみる歴史的風致
- 歴史的風致⑥ 箱根外輪山東麓の柑橘栽培にみる歴史的風致
- 歴史的風致⑦ 栢山と報徳仕法の継承にみる歴史的風致

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内には、国指定の史跡である史跡小田原城跡^{おだわらじょうあと}をはじめとする多くの指定文化財が存在している。本市の歴史的風致の維持向上のためにも、重点区域に集中的に存在する文化財の保存活用を図ることが重要であり、関連法令に基づく保護措置を図るとともに、計画的な修理や整備を推進する。

まず、史跡小田原城跡^{おだわらじょうあと}の本丸・二の丸については、『史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想』に基づく環境整備事業等を進めており、平成9年度(1997)に銅門^{あかがねもん}が復元され、平成20年度(2008)には馬出門^{うまだしもん}の復元的整備が完了した。さらに平成22年度(2010)で馬屋・大腰掛跡^{うまや おおこしかけあと}の平面表示等を含む馬屋曲輪^{うまやくるわ}の整備が完了した。その後、平成22年(2010)から現在まで、御用米曲輪^{ごようまいくるわ}の修景整備等を行っているところである。

また、八幡山古郭^{はちまんやま こかく}及び総構^{そうがまえ}については、史跡指定部分が散在しており、民有地の部分が多いことなどから、平成22年(2010)に策定した『史跡小田原城跡八幡山古郭・総構^{そうがまえ}保存管理計画』に基づき史跡の保存・管理に努め、重要な遺構と位置付けられた箇所については、機会をとらえて追加指定と公有地化及び整備を図っている。

なお、史跡小田原城跡^{おだわらじょうあと}については、これまで上記の『史跡小田原城跡八幡山古郭・総構^{そうがまえ}保存管理計画』によりエリアを分けて保存と活用に取り組んできたが、文化財保護法の改正や史跡に対する認識の深まり、公有地化の進展などに加え、周辺環境の変化に対応していく必要性から、両計画の改訂と一元化を図るため、今後は令和3年(2021)に策定の『史跡小田原城跡^{おだわらじょうあと}保存活用計画』に基づき、史跡小田原城跡^{おだわらじょうあと}の保存・活用・整備を進めていく。

このほか、三の丸清閑亭土塁^{さん まるせいかんてい どるい}、公有地化された部分の整備が終了した新堀土塁^{しんぼり どるい}や東曲輪^{ひがし くるわ}については公開活用が始められているほか、官民主催による総構^{そうがまえ}を歩く見学会や城下町おだわらツーデーマーチのコースに選ばれるなど、周知が図られている。

また、重点区域内には20件の国の登録有形文化財が登録されている。このほか、これまでも小田原ゆかりの優れた建造物の認定など本市独自の取組により、保存と公開に努めてきた経緯がある。今後も、小田原市文化財保護委員会等の有識者の指導や助言を受けながら、必要が生じた場合には指定等により、確実な保護措置が図られるように努める。

一方、未指定の建造物は、これまでも冊子『ふるさと小田原の建築百景』の作成や、県の調査を通して、一定程度の把握は出来ている。今後は、これまでの把握を基礎資料として、さらに具体の調査に努め、当該建造物が歴史的風致の維持向上に寄与する

と認められる場合は、歴史的風致形成建造物等に指定していく。そのうえで、歴史的風致形成建造物の指定を通じた各種支援措置なども活用し、管理団体や民間事業者と連携しながら、有効な活用を図る必要があるものは修理及び整備していく。

なお、歴史的建造物の保存活用にあたっては、用途地域による制限に関わらず、地域の歴史的風致にふさわしい建物用途や規模等を定め、その整備が可能となる歴史まちづくり法及び都市計画法に基づく歴史的風致維持向上地区計画制度の検討、用途地域による制限に適合しない建物用途での利活用を可能とする建築基準法第 48 条の規定に基づく許可の取得、歴史的・文化的な価値が損なわれる改修を必要とする規定を適用除外とすることができる同法 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づく条例の運用等について、関係所管が連携を図り、検討を進め、

このほか、平成 30 年（2018）5 月に、「箱根八里で辿る遥かな江戸の旅路―旅人たちの足跡残る悠久の石畳道」（箱根八里街道推進協議会・構成市町は三島市、箱根町、函南町、小田原市）が日本遺産に認定された。旧東海道筋に当たる本計画の重点区域は、小田原宿の範囲を含み、日本遺産である箱根八里を構成する文化財を含んでいる。このことから、今後関係市町等と連携を図り、散策のための案内板の設置や多言語での解説、ボランティアガイドの養成など、日本遺産である箱根八里の整備と PR に努める。

加えて、地域に根付く祭礼行事などで行われる^{おだわらばやし}小田原囃子など無形の民俗文化財についても、保存団体等の担い手との連携を強化し、聞き取りや記録調査の実施に努める。また引き続き、普及啓発活動や後継者育成に関する支援を行うとともに、継承をしていくために必要な支援の検討を進める。

重点区域内での具体的な計画

- 歴史的風致形成建造物整備活用事業（令和 3 年度～令和 12 年度）
- 文化財の総合的把握・保存活用事業（令和 3 年度～令和 12 年度）

（２）文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

文化財の修理及び整備にあたっては、文化財の価値を損なうことなく適切な保存を図る必要があるため、詳細な調査を行い、履歴に基づいた修理及び整備を実施する。指定文化財の現状変更については、文化財保護法や県と市の文化財保護条例に基づく手続きを踏まえるとともに、文化庁や神奈川県教育委員会等の関係機関との連携、小田原市文化財保護委員会等の有識者からの意見聴取等を行い、慎重かつ適切に実施するものとする。

重点区域内での具体的な計画

- 清閑亭活用事業（令和３年度～令和１２年度）
- 皆春荘整備活用事業（令和３年度～令和１２年度）
- 旧松本剛吉別邸整備活用事業（令和３年度～令和１２年度）
- 小田原文学館（本館・別館）整備活用事業（令和３年度～令和１２年度）

（３）文化財の保存活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内にある小田原市郷土文化館では、郷土にある豊富な資料を収集し、その保管と保存を図るとともに、資料の展示公開や調査研究等を行っている。また、小田原市郷土文化館の分館である松永記念館でも収蔵品の展示を行っている。これらの施設については今後とも展示やイベント等で活用していくとともに、必要に応じて修理工等の施設整備や情報発信力の強化を図るものとする。本市の所有する清閑亭については、歴史的風致の維持向上を図っていくとともに、今後も小田原の文化・歴史の発信拠点として、食文化など「小田原ならではの」をテーマとした利活用を推進していくため、民間事業者等への貸し付けを継続する。

また、本市では小田原の地場産業をなりわいとする店舗や工場について、事業者の協力のもと街かど博物館として広く公開している。現在 18 館ある博物館のうち、15 館が重点区域の中に含まれており、今後も展示や体験等を通じた小田原の歴史的魅力の発信や市民と来訪者が歴史的風致に親しめる環境づくりに必要な支援策を講じる。

合わせて、平成 13 年（2001）に旧網問屋を再整備した小田原宿なりわい交流館（旧角吉）についても、市民や観光客の交流拠点としてさらなる活用を図っていく。

このほか、これまでも文化財等の案内板や説明板等の設置をしてきたところではあるが、一部には老朽化などの問題も生じていることから、適宜必要な整備を進めていく。

重点区域内での具体的な計画

- 街かど博物館活用事業（令和３年度～令和１２年度）
- 小田原宿なりわい交流館整備活用事業（令和３年度～令和１２年度）

（４）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域は史跡小田原城跡を中心に、本町、南町などに旧城下町や旧東海道の宿場町といった歴史を感じさせるまち並みが残る一方、小田原駅や国道 1 号が近接しており、都市機能と歴史的環境の調和のとれたまち並み形成が求められる。

そこで、都市計画では、用途地域の種別に応じて高度地区を指定し建築物の高さを

規制し、景観計画では、小田原城周辺地区、小田原駅周辺地区、国道1号本町・南町地区、かまぼこ通り周辺地区を拠点型重点区域と位置づけ歴史的まち並みに配慮した規制誘導を行っている。

今後は、板橋地区周辺など歴史的まち並み環境が残る地区において、拠点型重点区域への指定の検討を進めるなど、文化財の周辺環境の保全を図っていく。

重点区域内での具体的な計画

- 景観計画重点区域等における景観形成修景費補助事業（令和3年度～令和12年度）
- 重点区域における街なみ環境の向上（令和3年度～令和12年度）
- 旧保健福祉事務所跡地活用事業（令和3年度～令和12年度）

（５）文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域内においては、特に木造の建造物が数多く存在することから、消防組織と連携した防災に対する予防啓発活動が非常に重要である。従って、史跡小田原城跡内の小田原城天守閣や、小田原文学館、松永記念館、宗福院地藏堂等、重点区域内の主要な文化財において、毎年1月26日の文化財防火デーに合わせて消火訓練や防火指導を実施し、所有者、市民等の文化財に対する防災意識の向上を図っていく。

また、清閑亭や松永記念館等、防犯カメラの設置を進めてきた経緯はあるが、防犯設備の整備に努め、所有者の防犯に対する意識向上を図る。

さらに今後は、地震や風水害による被災にも迅速に対応するため、文化財を所有する関係所管や、県や近隣市町との連携を図りながら、被災した場合の文化財の救出体制の整備に努める。

重点区域内での具体的な計画

- 指定文化財等建造物保存・公開事業（令和3年度～令和12年度）

（６）文化財の保存活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域における文化財について、普及・啓発を積極的に行い、文化財の周知を図り、保存活用を促していく。保存活用が進むことで本市の歴史的風致がさらに向上していくことが期待できる。

方策としては、文化財パンフレットの作成や市ホームページの充実化を図るとともに、発掘調査、整備工事現場や建造物修理現場での説明会を機会あるごとに実施し、文化財の公開に努めるとともに、郷土文化館や小田原城天守閣などの施設における企画展や講座などを通じて、市民が文化財に対して理解を深める機会の創出に努める。

今後も、より多くの人々が小田原の歴史、文化に対する認識を深めることができるよう、小田原の歴史的まち並みを回遊する際に活用できる案内板の整備や散策パンフ

レットの作成等を行い、歴史的まち並みに触れる人々の回遊性の向上を図る。

一方、松原神社^{まつばらじんじや}や居神神社^{い がみじんじや}、大稲荷神社^{だいに な り じんじや}等の神輿渡御などの伝統行事、小田原囃子^{お だ わらばやし}や^{ことぶき し し まい}寿獅子舞などの民俗芸能など地域の歴史的風致を形成している活動などについては、後世に確実に継承されることを視野に、集客のためのPRに努める。

また、小田原提灯などの伝統的な工芸品の製作体験、小田原囃子^{お だ わらばやし}や大漁木遣唄^{たいりょう き やりうた}等民俗芸能を体験できるワークショップの開催、伝統芸能に触れ合う機会を提供するなど、将来的な担い手育成も視野に入れた取組を進める。

このほか、担い手や技術の伝承など多くの人の関与が重要な小田原漆器などの伝統工芸については、その継承支援を行っている産地組合等、歴史的風致の維持向上に資する活動を行う団体に対して、その活動の継続に必要な支援を実施し、これら伝統工芸などの伝統文化の普及啓発を図る。

重点区域内での具体的な計画

- 観光イベント支援事業（令和3年度～令和12年度）
- 回遊性向上推進事業（令和3年度～令和12年度）
- 伝統的工芸品産業産地組合助成・地場産業PR支援事業（令和3年度～令和12年度）

（７）埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域の大半は、戦国時代以来の小田原城と城下町を囲う総構^{そうがまえ}により区画された府内の範囲と重複する。そのため、積層する小田原城および城下町の歴史を示す遺跡の存在が想定される。これらの遺跡は小田原の歴史を表出させる情報を有するものでもあることから、適切な対応を行うことで貴重な小田原の文化遺産として活用することができる。

しかし、現状では府内全体が文化財保護法により保護及び保全された遺跡に含まれているわけではないため、未周知の遺跡については機会を捉えて範囲の変更増補を行い、文化財保護法による保護及び保全に努めていかななくてはならない。小田原城に関する遺跡には、国指定の史跡となっている部分も多いため、今後、国指定の史跡に相当する遺跡が確認される可能性もある。国指定の史跡に対しては、文化財保護法による強い制約が生じるため、地権者等の理解を得ながら、周知と説明を行っていくことは不可欠である。

板橋地区^{いたばし}及び早川地区^{はやかわ}にもそれぞれの地域の成り立ちを示す重要な遺跡が存在するため、これら該当箇所では歴史的風致の維持向上に関する事業を実施する場合には、埋蔵文化財の価値を損なわないよう十分な調査を行うものとする。

重点区域内での具体的な計画

○史跡^{おだわらじょうあと}小田原 城跡保存活用・整備事業（令和３年度～令和１２年度）

（８）各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域では、文化財の保存活用に取り組む NPO 法人等の団体が活動を展開している。これらの団体が文化財の保存活用に主体的に関わっていけるよう情報提供等の支援を行うとともに、団体間で交流できる機会を提供する等、文化財の保存活用に向けた体制づくりが重要である。一例では、平成 18 年（2006）から重点区域内の保存会を含む市内 23 の祭囃子にかかる保存会により、^{おだわらまつりばやし}小田原 祭囃子連絡協議会が結成され、相互の情報交換や、協力し合っ後の後継者育成指導、発表の場の創出をすることで、保存と活用が図られている。今後も、各種団体との連携をはかり、個々の実情と課題を踏まえ、活動の継承のための支援の方策も検討していく。

また、本市に数多くある文化財の保存活用を行政だけで担うことは限界があることから、市民が主体となって本市の文化財を総合的に把握し、それを活用し育成する仕組みを検討し、本市全体で歴史的風致を維持向上させる体制づくりを進める。

本市の生涯学習センターけやきで実施されているおだわら市民学校は、様々なまちづくりの課題解決を担いうる人材の育成に努めており、その一環として官民が協力し合う中で、無形の民俗文化財などの後継者育成の場となることも期待される。

重点区域内での具体的な計画

○伝統行事・民俗芸能等保存継承事業（令和３年度～令和１２年度）

○職人育成等推進事業（令和３年度～令和１２年度）